

平成27年 8 月20日

陳情第16号

野猿による被害対策について意見書提出を求める陳情

野猿による被害対策について意見書提出を求める陳情

【陳情趣旨】

小田原市の野猿による被害は、主に早川、片浦地区の農地等を活動域とするH群（Hは広河原）と板橋、久野地区を活動域とするS群（Sは須雲川）によってもたらされている。その被害は過去に小田原市に提出された陳情を見ても昭和52年提出と約40年前に遡る。当時は主に農業被害であり、小田原市も神奈川県、小田原市農業協同組合等と協力し、様々な対策を講じて来た。しかしその被害は、年々深刻化し、現在、H群は、片浦地区や早川地区のミカン農家に甚大な被害を与えるほか、片浦小学校やその通学路、JR根府川駅に出没し、児童等への威嚇を行うため通学の安全を確保できないという状況である。また、駅を利用する住民や、観光客にも影響が出ており、線路に置き石をしている等の情報も寄せられている。S群においても、人家侵入、菓子果物等の略奪、器物破損等多く発生し、大窪小学校の通学路に頻繁に出没し、住民に多大な被害を与えている。このように、恒常的に市街地や通学路に出没しており、今まで行われてきた対策（煙火、花火等での追い払い、山中への追い上げ等）は、ほとんど効果がないことは、明らかである。効果的な対策が行えない中、被害住民の我慢は限界に達しており、精神的苦痛を訴える農業者も少なくない。

今まで行われて来た対策は、神奈川県の策定するニホンザル保護管理計画が前提となっている。計画の目標の一番目には地域個体群の安定的な維持とあり、被害の軽減は二番目であるため、ニホンザルの保護が最優先され、人への被害は軽視されている状態であった。

現在の第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画は、平成27年5月29日付で、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改正されたことをうけ、同計画の名称も「第3次神奈川県ニホンザル管理計画」と変更になったが、内容はほとんど変わらず、よって、保護管理が管理に変更になっても、ニホンザル保護が優先され、住民被害を根絶する抜本的な対策が講じられない状況である。

以上のことをふまえ、

【陳情項目】

小田原市議会より神奈川県に対し、第4次ニホンザル管理計画の策定に向けて、被害の実情に合った抜本的な対策を行えるよう、個体数削減、群れ捕獲も視野に入れた計画策定を要望する意見書を提出くださるようお願い申し上げます。

平成27年8月20日

小田原市議会議長

武松 忠 様

提出者

小田原市南板橋2-239

大窪地区連合自治会長 野崎 忠 ㊞

小田原市根府川80-1

片浦地区連合自治会長 廣井 博直 ㊞